

城東日本語学校学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は、外国人（以下学生という）に対し、コミュニケーション手段としての日本語を習得させ、さらには日本文化の理解と教養の向上を図り、もって日本と学生の母国の懸け橋として両国の繁栄に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、城東日本語学校という。

(所在地)

第3条 本校の本館は、東京都葛飾区お花茶屋3-4-7に置く。

本校の分校（2号館）は、東京都葛飾区西亀有1-26-15に置く。

第2章 コース、修業期間、定員及び休暇

(コース、修業期間、定員、クラス)

第4条 本校のコース、修業期間等は次のとおりとする。

1. 進学コース

第一部・第二部	コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備 考
第1部 (午 前)	進学2年コース	2年0ヶ月	140人	7クラス	4月期生：140人 7月期生：100人 10月期生：100人 1月期生：20人
	進学1.9年コース	1年9ヶ月	100人	5クラス	
	進学1.6年コース	1年6ヶ月	100人	5クラス	
	進学1.3年コース	1年3ヶ月	20人	1クラス	
	小 計		360人	18クラス	
第2部 (午 後)	進学2年コース	2年0ヶ月	140人	7クラス	4月期生：140人 7月期生：100人 10月期生：100人 1月期生：20人
	進学1.9年コース	1年9ヶ月	100人	5クラス	
	進学1.6年コース	1年6ヶ月	100人	5クラス	
	進学1.3年コース	1年3ヶ月	20人	1クラス	
	小 計		360人	18クラス	
(進学コース) 計			720人	36クラス	4月期生：280人 7月期生：200人 10月期生：200人 1月期生：40人

(新)

2. 一般就職コース

第一部・第二部	コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備 考
第 1 部 (午 前)	一般就職 2 年コース	2 年 0 ヶ月	20 人	1 クラス	4 月期生：20 人 10 月期生：40 人
	一般就職 1.6 年コース	1 年 6 ヶ月	40 人	2 クラス	
	小 計		60 人	3 クラス	
第 2 部 (午 後)	一般就職 2 年コース	2 年 0 ヶ月	20 人	1 クラス	4 月期生：20 人 10 月期生：40 人
	一般就職 1.6 年コース	1 年 6 ヶ月	40 人	2 クラス	
	小 計		60 人	3 クラス	
(一般就職コース) 計			120 人	6 クラス	4 月期生：40 人 10 月期生：80 人

3. 特定技能就職コース

第一部・第二部	コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備 考
第 1 部 (午 前)	特定技能 就職 1 年コース	1 年 0 ヶ月	20 人	1 クラス	4 月期生：20 人
	小 計		20 人	1 クラス	
第 2 部 (午 後)	特定技能・ 就職 1 年コース	1 年 0 ヶ月	20 人	1 クラス	4 月期生：20 人
	小 計		20 人	1 クラス	
(特定技能就職コース) 計			40 人	2 クラス	4 月期生：40 人

(コースの開始及び終了)

第5条

1. 本校の進学コースは、1月、4月、7月、10月に始まり、3月に終わる。

本校の一般就職コースは、4月、10月に始まり、3月に終わる。

本校の特定技能コースは、4月に始まり、3月に終わる。

2. 前項の期間を分けて、次の学期とする。

① 前期 4月1日から9月30日まで

② 後期 10月1日から3月31日まで

第6条 本学の休業日及び休暇は、次を基準として年度ごとに定める。

① 土曜日

② 日曜日

③ 日本国民の祝日に関する法律で規定する休日

④ 夏休み (期間：約4週間、7月24日前後から8月21日前後)

⑤ 冬休み (期間：約3週間、12月20日前後から1月8日前後)

⑥ 春休み (期間：約3週間、3月20日前後から4月6日前後)

2. 教育上の必要があり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休暇・休業日に授業を行うことができる。
3. 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。
(細則は第 24 条参照)

(授業の開始・終了)

第 7 条 授業の開始・終了時刻は次のとおりとする。

1. 午前の部は、午前 9 時から 12 時 20 分とする。
2. 午後の部は、午後 1 時 10 分から 4 時 30 分とする。

第 3 章 教育課程、授業時間数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第 8 条 本校のコース（進学コース、一般就職コース、特定技能就職コース）及び授業時間数は、次のとおりとする。ただし、ここでいう 1 授業時間数は、45 分とする。

1. 進学コース：大学院・大学・専門学校への進学を希望する者を対象とするコース

進学 2 年 コース		時間数			授業内容（概要）
レベル別名		授業週数	1 週当たり 授業時間数	授業時間数 合計	
1	初級 前期	10 週	20 時間 (5 日)	200 時間	基本的な文法・語彙の習得。 簡単な会話文の聞き取り。 実用会話の練習。
2	初級 中期	10	20 時間 (5 日)	200	基本的な文型・文法及び抽象的な語彙の導入。状況に応じた適切な表現。
3	初級 後期	10	20 時間 (5 日)	200	N4 レベルの語彙・文型の導入。 敬語表現を用いた自然な会話表現の練習。
4	中級 前期	10	20 時間 (5 日)	200	N3 レベルの語彙・文型の導入。 留学試験・能力試験対策の準備と基本的な語彙の導入。
5	中級 後期	10	20 時間 (5 日)	200	N3 レベル定着と N2 レベルの語彙・文型の導入。留学試験・能力試験に向けての受験対策。
6	中上級	10	20 時間 (5 日)	200	N2 レベルの文法の定着と高度な会話表現の練習。進学に向けた受験対策。
7	上級 前期	10	20 時間 (5 日)	200	N1 レベルの文型・語彙の導入。 留学試験・能力試験対策の完成。
8	上級 後期	10	20 時間 (5 日)	200	進学先での学習に必要な日本語の練習。（高度な読解・意見文の練習）。

(新)

進学1.9年コース		時間数			授業内容（概要）
レベル別名		授業週数	1週当たり授業時間数	授業時間数合計	
1	初級 中期	10 週	20 時間 (5 日)	200 時間	基本的な文法・語彙の習得。 簡単な会話文の聞き取り。 実用会話の練習。
2	初級 後期	10	20 時間 (5 日)	200	N4 レベルの語彙・文型の導入。 敬語表現を用いた自然な会話 表現の練習。
3	中級 前期	10	20 時間 (5 日)	200	N3 レベルの語彙・文型の導入。 留学試験・能力試験対策の準備 と基本的な語彙の導入。
4	中級 後期	10	20 時間 (5 日)	200	N3 レベル定着と N2 レベルの語 彙・文型の導入。留学試験・能 力試験に向けての受験対策。
5	中上級	10	20 時間 (5 日)	200	N2 レベルの文法の定着と高度 な会話表現の練習。進学に向け た 受験対策。
6	上級 前期	10	20 時間 (5 日)	200	N1 レベルの文型・語彙の導入。 留学試験・能力試験対策の完 成。
7	上級 後期	10	20 時間 (5 日)	200	進学先での学習に必要な日本 語の練習。（高度な読解・意見 文の練習）。

進学1.6年コース		時間数			授業内容（概要）
レベル別名		授業週数	1週当たり授業時間数	授業時間数合計	
1	初級 後期	10 週	20 時間 (5 日)	200 時間	N4 レベルの語彙・文型の導入。 敬語表現を用いた自然な会話表現 の練習。
2	中級 前期	10	20 時間 (5 日)	200	N3 レベルの語彙・文型の導入。 留学試験・能力試験対策の準備と 基本的な語彙の導入。
3	中級 後期	10	20 時間 (5 日)	200	N3 レベル定着と N2 レベルの語 彙・文型の導入。留学試験・能力 試験に向けての受験対策。
4	中上級	10	20 時間 (5 日)	200	N2 レベルの文法の定着と高度 な会話表現の練習。進学に向けた 受験対策。
5	上級 前期	10	20 時間 (5 日)	200	N1 レベルの文型・語彙の導入。 留学試験・能力試験対策の完成。
6	上級 後期	10	20 時間 (5 日)	200	進学先での学習に必要な日本語の 練習。高度な読解・意見文の練習。

(新)

進学 1.3 年コース		時間数			授業内容 (概要)
レベル別名		授業週数	1 週当たり 授業時間数	授業時間数 合計	
1	中級 前期	10 週	20 時間 (5 日)	200 時間	N3 レベルの語彙・文型の導入。 留学試験・能力試験対策の準備と 基本的な語彙の導入。
2	中級 後期	10	20 時間 (5 日)	200	N3 レベル定着と N2 レベルの語 彙・文型の導入。留学試験・能力 試験に向けての受験対策。
3	中上級	10	20 時間 (5 日)	200	N2 レベルの文法の定着と高度 な会話表現の練習。進学に向けた 受験対策。
4	上級 前期	10	20 時間 (5 日)	200	N1 レベルの文型・語彙の導入。 留学試験・能力試験対策の完成。
5	上級 後期	10	20 時間 (5 日)	200	進学先での学習に必要な日本語の 練習。高度な読解・意見文の練習。

2. 一般就職コース：日本または母国での就職を希望する者を対象とするコース

一般就職 2 年コース		時間数			授業内容 (概要)
レベル別名		授業週数	1 週当たり 授業時間数	授業時間数 合計	
1	初級 前期	10 週	20 時間 (5 日)	200 時間	基本的な文法・語彙の習得。簡 単な会話文の聞き取り。実用会話 の練習。
2	初級 後期	10	20 時間 (5 日)	200	基本的な文型・文法及び抽象的 な語彙の導入。状況に応じた適切 な表現。
3	中級 前期	10	20 時間 (5 日)	200	やや高度な文型・文法の導入。 能力試験対策の準備と基本的な語 彙の導入。
4	中級 後期	10	20 時間 (5 日)	200	N3 レベルの語彙・文型の定着。 N2 レベルへの移行。能力試験に向 けての受験対策。
5	中上級 前期	10	20 時間 (5 日)	200	N2 レベルの文型・語彙の定着。 能力試験対策の完成。就職のため の基礎知識の養成。
6	中上級 後期	10	20 時間 (5 日)	200	N1 レベルの文型・語彙の導入。 ビジネスマナーなど実践的なスキ ルの習得。
7	上級 前期	10	20 時間 (5 日)	200	N1 レベルの文型・語彙の定着。 ビジネスマナーなど実践的なスキ ルの応用と発展。
8	上級 後期	10	20 時間 (5 日)	200	総合的な日本語力の育成。 ビ ジネススキル (コミュニケーション 等) の完成。

(新)

一般就職1.6年コース		時間数			授業内容（概要）
レベル別名		授業週数	1週当たり 授業時間数	授業時間数 合計	
1	中級 前期	10 週	20 時間 (5 日)	200 時間	やや高度な文型・文法の導入。能力試験対策の準備と基本的な語彙の導入。
2	中級 後期	10	20 時間 (5 日)	200	N3 レベルの語彙・文型の定着。N2 レベルへの移行。能力試験に向けての受験対策。
3	中上級 前期	10	20 時間 (5 日)	200	N2 レベルの文型・語彙の定着。能力試験対策の完成。就職のための基礎知識の養成。
4	中上級 後期	10	20 時間 (5 日)	200	N1 レベルの文型・語彙の導入。ビジネスマナーなど実践的なスキルの習得。
5	上級 前期	10	20 時間 (5 日)	200	N1 レベルの文型・語彙の定着。ビジネスマナーなど実践的なスキルの応用と発展。
6	上級 後期	10	20 時間 (5 日)	200	総合的な日本語力の育成。 ビジネススキル（コミュニケーション等）の完成。

③特定技能就職コース：日本で特定技能試験に合格し、就職を希望する者を対象とするコース

特定技能 就職1年コース		時間数			授業内容（概要）
レベル別名		授業週数	1週当たり 授業時間数	授業時間数 合計	
1	初中級	10 週	20 時間 (5 日)	200 時間	N4 レベルの定着と N3 レベルへの移行
2	中級（前期）	10	20 時間 (5 日)	200	N3 レベルの文法・語彙の導入。基本的なビジネスマナーの導入。各業種別試験対策と就職指導。
3	中級（中期）	10	20 時間 (5 日)	200	N3 レベルの定着と運用。より実践的なビジネスマナーの導入。各業種別試験対策と就職指導。
4	中級（後期）	10	20 時間 (5 日)	200	N3 レベルの完成と N2 レベルへの移行。職場におけるコミュニケーション力の育成。

（学習の評価）

第9条 学習の評価は、定期試験などの試験、出席状況、受講態度等の絶対評価とし、これらを総合して決定する。

評価の考え方・要領等については別に定める細則による。

(学校組織)

第 10 条 1. 本校は、校長以下全職員をもって教育・生活指導等に当たることを基本として次の教職員等を置く。

- ① 校長 1 名
- ② 副校長 1 名
- ③ 主任教員 1 名
- ④ 副主任教員 1 名
- ⑤ 教員 50 名以上（うち本務等 20 名以上）
- ⑥ 生活指導担当者 5 名以上（うち専任 5 名以上）
- ⑦ 事務職員 7 名以上（うち本務等 6 名以上）

2. 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

3. 校長は校務をつかさどり、所属職員を指導監査する。

第 4 章 入学、長期欠席、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第 11 条

- 1. 12 年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
但し、一般就職コースは短期大学以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
- 2. 正当な手続によって日本国への入国が許可、又は許可される見込みがある者
- 3. 合法・適格な経費支弁者（本人含む）を有する者
- 4. 入学時において、下記の日本語レベルに達している者

①進学コース

進学 2 年コース：150 時間以上日本語学習歴がある者

進学 1.9 年コース：日本語能力試験 N5 レベル又は 200 時間以上日本語学習歴がある者

進学 1.6 年コース：日本語能力試験 N4 レベル又は 400 時間以上日本語学習歴がある者

進学 1.3 年コース：日本語能力試験 N4 レベル又は 500 時間以上日本語学習歴がある者

②一般就職コース

一般就職 2 年コース：日本語能力試験 N5 レベル又は 200 時間以上日本語学習歴がある者

一般就職 1.6 年コース：日本語能力試験 N4 レベル又は 400 時間以上日本語学習歴がある者

③特定技能就職コース

特定技能就職 1 年コース：日本語能力試験 N5 レベル又は 200 時間以上日本語学習歴がある者

備考：当校が実施する筆記試験、インタビュー試験において、同等の日本語レベルがあると判断できる者は入学を許可する場合がある。

(入学時期)

第 12 条 本校への入学は年 4 回とし、その時期は 1 月、4 月、7 月、10 月とする。

(入学手続)

第 13 条 本校への入学手続は、次のとおりとする。

1. 本校へ入学を希望する者は、本校が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、現地仲介業者を通して、指定期日（本校必着）までに出席しなければならぬ。
2. 前項の手続を完了した者に対して提出書類の審査と現地で面接試験を行い、入学許可書を発行し、地方入国管理局に在留資格認定証明書の交付を申請するものとする。
3. 在留資格認定証明書を交付された者は、指定期日までに（学校必着）第 19 条に定める入学金等の学費及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならぬ。

(長期欠席)

第 14 条 疾病等やむを得ない事由により 7 日以上欠席しようとする場合は、その事由及び期間を記載した長期欠席届に診断書その他を添えて校長の許可を受けなければならぬ。又、長期欠席事由が消滅したら速やかに授業に参加しなければならぬ。

(退学)

第 15 条 退学しようとする学生は、退学届に事由を記載して、校長の許可を受けなければならぬ。生活指導担当者又は校長から指名された者は退学した者の出国に立ち会うものとする。一旦受理した学費は、いかなる理由があっても返還しない。

(卒業証書)

第 16 条 校長は、本校の所定の課程を修了した者に対して卒業証書を授与する。

(褒章)

第 17 条 校長は、成績優秀かつ他の模範となる者に対して、褒章を与えることができる。

(学生の懲戒)

- 第 18 条 1. 本学則その他、本学の定める諸規則を守らず、学生の本分にもとる行為があつた場合、校長は当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。
2. 懲戒処分の種類は、訓告、除籍とする。
 3. 前項の除籍は、次の各号の一に該当する学生に対してのみ行うものとする。
 - ① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - ② 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - ③ 正当な理由なく出席常でない者
 - ④ 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反したもの

(新)

第5章 学生納付金

(納付金)

第19条 本校学生の納付金の概要は、次のとおりとする。

コース名	選考料	入学金	授業料	その他の納付金 (コース総額)	計 (コース合計)
進学 2年コース	25,000 円	55,000 円	総額 1,320,000 円 月額 55,000 円 年額 660,000 円	☒ 施設費 15,000 円 ☒ 設備費 10,000 円 ☒ 教材費 32,000 円 ☒ 課外活動費 20,000 円 ☒ 健康管理費 5,000 円 計 82,000 円	1,482,000 円
一般就職 2年コース					
進学 1.9年コース	25,000 円	55,000 円	総額 1,155,000 円 月額 55,000 円 年額 660,000 円	☒ 施設費 12,000 円 ☒ 設備費 8,000 円 ☒ 教材費 28,000 円 ☒ 課外活動費 20,000 円 ☒ 健康管理費 5,000 円 計 73,000 円	1,308,000 円
進学 1.6年コース	25,000 円	55,000 円	総額 990,000 円 月額 55,000 円 年額 660,000 円	☒ 施設費 10,000 円 ☒ 設備費 6,000 円 ☒ 教材費 23,000 円 ☒ 課外活動費 20,000 円 ☒ 健康管理費 5,000 円 計 64,000 円	1,134,000 円
一般就職 1.6年コース					
進学 1.3年コース	25,000 円	55,000 円	総額 825,000 円 月額 55,000 円 年額 660,000 円	☒ 施設費 8,000 円 ☒ 設備費 4,000 円 ☒ 教材費 18,000 円 ☒ 課外活動費 20,000 円 ☒ 健康管理費 5,000 円 計 55,000 円	960,000 円
特定技能 就職 1年コース	25,000 円	55,000 円	総額 660,000 円 月額 55,000 円 年額 660,000 円	☒ 施設費 6,000 円 ☒ 設備費 2,000 円 ☒ 教材費 13,000 円 ☒ 課外活動費 20,000 円 ☒ 健康管理費 5,000 円 計 46,000 円	786,000 円

備考：上記の納付金は消費税 10%が含まれた金額で、消費税率変動があった場合、一部の納付金を改正できるものとする。

(授業料の減免等)

第20条

- 1.在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
- 2.正当な事由により長期欠席した場合は、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月の翌月から授業料を減免（払い戻し）することがある。
- 3.特別の事由がある場合は、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免（払い戻し）することがある。

(納付金の返還)

第 21 条 納付金を納入した学生が査証を発行されない等のため入国しないこととなった場合には、納付金は入学選考料及び入学金を除き返還するものとする。

第 6 章 雑則

(短期コース規則)

第 22 条 短期コースに関する事項は、別に定める。

(寮規則)

第 23 条 学生寮に関する事項は、別に定める。

(臨時休講)

第 24 条 本学則第 6 条第 3 項の規定に定める臨時休講は次を基準とする。

1. 地震・台風等で交通機関の混乱・遅延が著しい場合
2. 学校の近傍火災等で通学・通勤の遅延が著しいと判断される場合
3. その他上記に準じ、教育効果が期待できない場合

(健康診断)

第 25 条 健康診断は、別に定めるところにより実施する。

(学則の改定)

第 26 条 本学則の変更・改定は校長の指示・職員の発意に基づき職員会議で議決し、理事長の承認を得るものとする。

(学則の細部)

第 27 条 学則の実行についての細則は、必要により校長が定める。

附則

1. この学則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。
2. この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
3. この学則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。
4. この学則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
5. この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
6. この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
7. この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
8. この学則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。
9. この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
10. この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
11. この学則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。
11. この学則は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。
12. この学則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。
13. この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
14. この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

学生納付金

2027年4月生より適応する。

城東日本語学校（2026年8月）

初年度（通貨単位円） * 税込み

入学選考料	入学金	授業料	施設費	設備費	教材費	課外活動費	保険料	健康管理費	合計
20,000円	50,000円	720,000円	36,000円	10,000円	30,000円	10,000円	8,000円	5,000円	889,000円

次年度（通貨単位円） * 税込み

課程名	授業料	施設費	設備費	教材費	課外活動費	保険料	健康管理費	合計
進学2年課程	720,000円	36,000円	10,000円	30,000円	10,000円	8,000円	5,000円	819,000円
進学1年9か月課程	540,000円	27,000円	7,500円	22,500円	10,000円	6,000円	5,000円	618,000円
進学1年6か月課程	360,000円	18,000円	5,000円	15,000円	10,000円	4,000円	5,000円	417,000円

- 2 学生は、納付金を所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 大災害などの、校長が認める特別な事由がある場合、前項の規定にかかわらず、延納・分納・授業料の全部又は一部免除などの措置をとることがある。
- 4 すべての送金手数料は自国内、日本国内ともに申請者の負担とする。